

町田市教育プラン策定検討委員会設置要綱の制定について

１ 制定理由

この要綱は、教育基本法第１７条第２項の規定に基づく町田市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に資するため、町田市教育プラン策定検討委員会を置くことを目的として、制定するものです。

２ 要旨

町田市教育プラン策定検討委員会の組織及び運営について必要な事項を定めています。

３ 施行期日

２０２２年７月１日から施行します。

町田市教育プラン策定検討委員会設置要綱

第1 設置

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく町田市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育プラン」という。）の策定に資するため、町田市教育プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会は、教育プランの策定に関し、次に掲げる事項について検討する。

- （1）教育目標及び基本方針に関すること。
- （2）教育目標及び基本方針に基づく政策に関すること。
- （3）政策を受けて取り組む施策及び事業に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は教育長を、副委員長は学校教育部長及び生涯学習部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

第4 委員長等

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち学校教育部長の職にある者が、その職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第6 作業部会

- 1 委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、委員会から指示された事項に関し、情報の収集及び分析、施策及び事業の検討等を行う。
- 3 作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第7 庶務

委員会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2022年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2024年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

町田市公立小学校長会の代表 2人以内

町田市公立中学校長会の代表 2人以内

学校教育部指導室長

学校教育部教育総務課長

学校教育部新たな学校づくり推進課長

学校教育部施設課長

学校教育部施設課学校用務担当課長

学校教育部学務課長

学校教育部保健給食課長

学校教育部教育センター所長

学校教育部指導課担当課長

学校教育部指導課統括指導主事

学校教育部教育センター統括指導主事

生涯学習部生涯学習総務課長

生涯学習部生涯学習センター長

生涯学習部図書館長

生涯学習部図書館市民文学館担当課長

生涯学習部図書館副館長

生涯学習部図書館担当課長